

半田市キャラクター

商品化の手引き



半田市観光マスコットキャラクター
「だし丸くん」



新美南吉童話イメージキャラクター
「ごん吉くん」

令和4年4月

半田市 市民経済部 産業課

半田市キャラクター

半田市キャラクターとは、以下のキャラクターを指します。

- ・半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん」
- ・新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」



半田市観光マスコットキャラクター
「だし丸くん」



新美南吉童話イメージキャラクター
「ごん吉くん」

申 請 手 続 き

半田市キャラクターのイラストや名称などを使用して商品化を希望する方は、必ず、半田市産業課に申請してください。申請の際には、半田市キャラクター商品化使用取扱要綱の内容をあらかじめご確認ください。

■ 申請書類

- ①半田市キャラクター商品化使用申請書（様式第1）
- ②会社概要など申請者様の事業内容がわかる資料
- ③キャラクターの使用状況がわかる完成見本など
- ④市外の事業者様の場合は、半田市の経済活性化に寄与することを示す書類（原材料調達や製造工程、販売などの中で半田市の事業者等が関わっていることを示す書類）

※上記以外の資料提出をお願いする場合がございます。

■ 申請先

半田市市民経済部産業課

〒475-8666

愛知県半田市東洋町二丁目1番地 半田市役所

TEL：0569-84-0634

FAX：0569-25-3255

※申請手続きの際には、必ず産業課までお越しください。

■ 申請単位 商品ごとに申請が必要です。

■ 使用料 無料

申請から商品販売までの流れ

事前にご相談いただくとスムーズです

申請書類を産業課へ提出

約2週間の
審査期間

産業課から審査結果をご連絡

承認

誓約書を提出し、商品化開始

不承認

残念ながら商品化できません

商品
完成

産業課へ完成品を2部提出し、最終審査を受ける

最終審査
通過

商品販売開始！

申請書記入例

様式第1号（第5条関係）

記入例

半田市キャラクター商品化使用申請書

令和4年5月1日

半田市長 様

（申請者）住 所 〒475－8666

半田市東洋町2－1

名 称 （株）だし丸くん製作所

代表者名 だし丸くん

半田市キャラクターを使用した商品等を製造、販売したいので、半田市キャラクター商品

化使用取扱要綱第5条第2項の規定により次のとおり申請します。

商 品 等 名 称	だし丸くんブーメラン			
種 類	3種類（色違いやサイズ違いの商品点数を記入してください。）			
具 体 的 な 内 容 （数量・サイズ・製造予定数・販売価格等を記載してください。）	数量：1色あたり 5,000個（赤・黒・緑） サイズ：縦30cm×横20cm（各色同一サイズ） 販売予定価格：1個あたり 1,500円（各色同額）			
主 な 販 売 場 所	〇〇県〇〇市、〇〇都〇〇区に所在する小売店舗に卸す予定			
担 当 者 連 絡 先	住 所	半田市東洋町2－1		
	所 属	総務課	氏 名	半田 太郎
	電 話	0569-84-0634	F A X	0569-25-3255

誓約書のご提出

審査委員会での審査の結果、承認を受けた申請者様には、速やかに誓約書をご提出いただきます。

様式第3（第8条関係）

様式見本

誓約書

年 月 日

半田市長 様

住 所

名 称

代表者名

このたび、半田市キャラクター商品化使用承認を受けて、商品の製造・販売等を実施するにあたり、下記の事項を遵守・履行することを誓約いたします。

記

1. 半田市キャラクター商品化使用取扱要綱に規定する一切の事項を遵守します。
2. 毎年、年間の決算終了後3か月以内に、商品化した商品の販売実績を速やかに報告します。
3. その他、提出した書類等に変更が生じた際には、速やかに提出します。

以上

商品販売開始後のお願い

毎年、年間の決算終了後、商品販売実績について、「半田市キャラクター商品販売実績報告書」により情報提供をお願いします。

半田市キャラクター商品販売実績報告書

様式見本

年 月 日

半田市長 様

住 所 〒 -

名 称

承認を受けた商品の販売について、以下のとおり報告します。

承認番号	
商品等名称	
決算期間	年 月 日 から 年 月 日
販売数量	
売上額	円

担当者連絡先	住 所			
	所 属		氏 名	
	電 話		F A X	

※承認を受けた商品が複数に渡る場合は、適宜欄を追加してください。商品個別の売上額を算出することが困難な場合は、半田市市民経済部産業課までご相談ください。

※ご報告いただいた情報は、半田市キャラクター商品化に関する経済効果を測定する目的でのみ使用します。また、事業者様ごと、商品ごとの売上額を公表することはありません。

表 示 方 法

①商品（またはその外装等）には、キャラクターのイラストとキャプションを表記してください。また、いずれかの箇所に、著作権表示を明示してください。

著作権表示 → ©2011 半田市／N o. 承認番号

②キャプションはイラストの近くに配置してください。
キャプションの書体、行数（改行）の指定はありません。

だし丸くん↓

半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん」

ごん吉くん↓

新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」

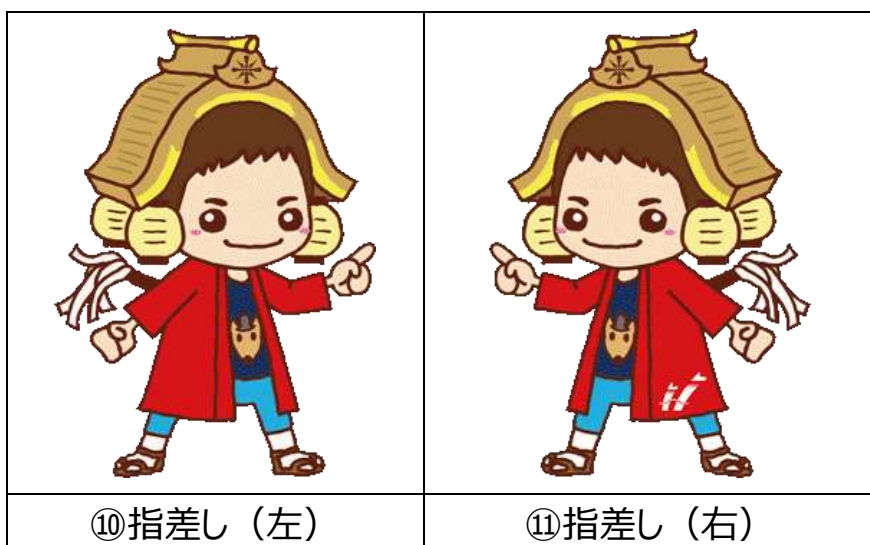
※レイアウト上、キャプションが記載できない場合は、ご相談ください。

③原則として、キャラクター図形を改変して使用することはできません。ただし、色をモノトーンに変更することは可能です。図形を輪郭表示する場合は、見本の提出とともにご相談ください。

④用途により、止むを得ず図形を改変する必要がある場合は、見本の提出とともにご相談ください。

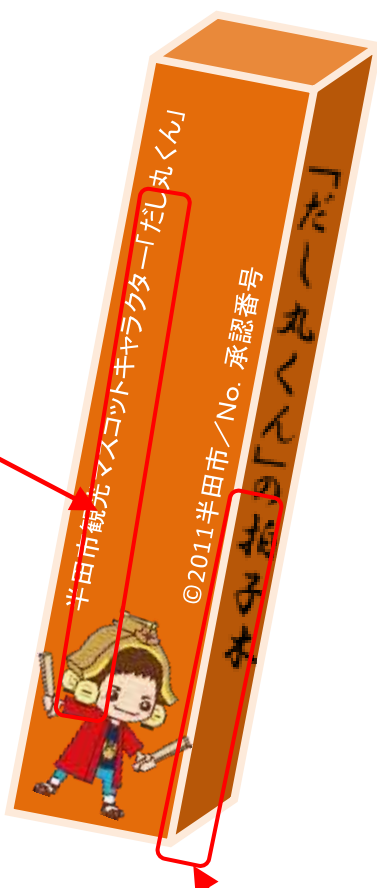
■半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん」
イラストパターン一覧

		
①オリジナル	②ウINK (右)	③ウINK (左)
		
④ザイ (左)	⑤ザイ (右)	⑥歩く (左)
		
⑦歩く (右)	⑧拍子木 (左)	⑨拍子木 (右)



（使用例）

キャプション表示

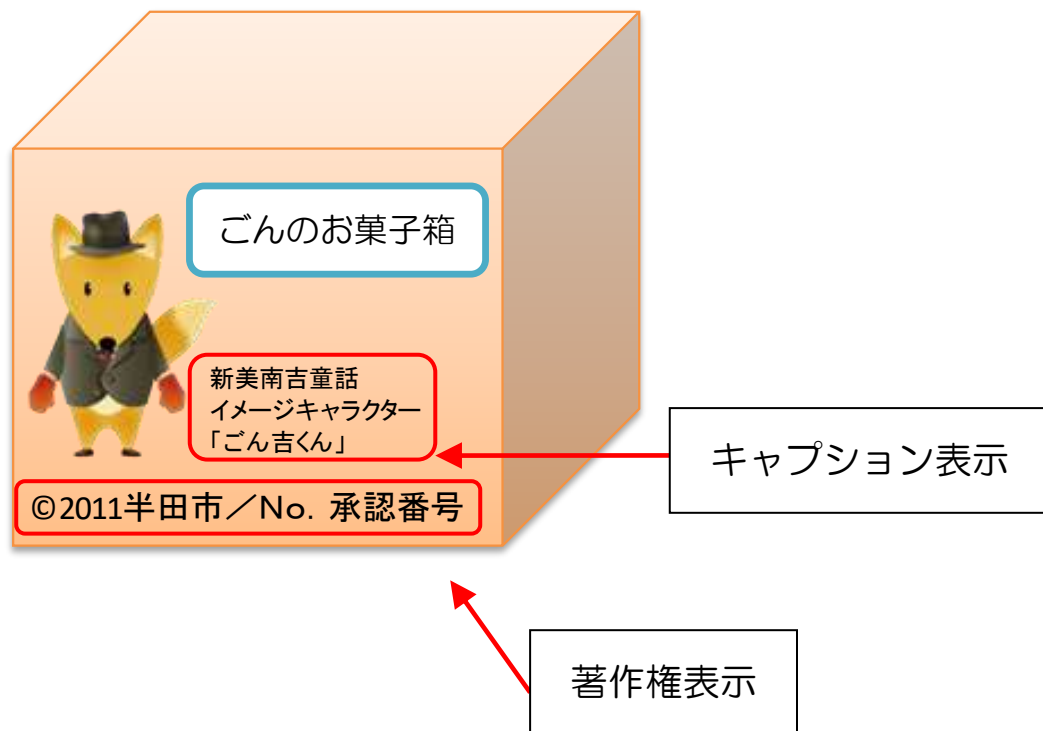


著作権表示

■新美南吉童話イメージキャラクター「ごん吉くん」
イラストパターン一覧

		
①基本形	②右手上げ	③左手上げ
		
④本片手持ち	⑤本両手持ち	⑥ウインク
		
⑦ウインク (グッド)	⑧ウォーキング	

(使用例)



審査の基準

- ①キャラクターを使用した商品等の製造・販売が、半田市のイメージアップ、キャラクターのPR及び地域の経済活性化に寄与すると認められること。
- ②以下の制限項目に該当しないこと。
- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
 - (2) キャラクター又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用しておそれのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (8) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (9) キャラクターのデザインを変更、改変するとき。
 - (10) キャラクターのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、委員長が不適當と認めたとき。

Q & A

Q 1 個人が使用する場合でも申請が必要ですか？

A 1 半田市キャラクターを商品化する場合は、個人と法人の区別なく、すべて申請が必要です。

Q 2 半田市外や海外で商品を製造しても良いですか？

A 2 製造場所は問いません。

Q 3 商品を宣伝するための販促物や新聞折込広告にキャラクターを利用するために、別途申請が必要ですか？

A 3 承認を受けた商品を宣伝するためのチラシやのぼり、看板などの販促物を作成するために、別途申請する必要はございません。ただし、販促物の見本などを事前に提出していただくとともに、作成したすべての販促物に対して、著作権表示を明示してください。

Q 4 同じデザインのボールペンとシャープペンを製造する場合には、一度の申請で良いですか？

A 4 デザインが同じでも、製造する商品種別が異なるため、個々に申請が必要となります。

Q 5 同じデザインで軸やインクの色違いのボールペンを数種類製造する場合には、一度の申請で良いですか？

A 5 デザインが同じで、色違いの同一商品を製造する場合には、別途、申請する必要はございません。ただし、申請する際に、

製造する商品の種類を提示していただく必要があります。

Q 6 同じデザインで大きさの異なるぬいぐるみを製造する場合には、一度の申請で良いですか？

A 6 デザインが同じで、大きさの異なる商品を製造する場合には、別途、申請する必要はありません。ただし、申請する際に、製造する商品の種類を提示していただく必要があります。また、デザインが変わる場合や商品種別が変わる場合には、個々に申請していただく必要があります。例えば、「ごん吉人形」として販売していた商品に、新たにストラップを付けたりする場合も、別途申請が必要です。

Q 7 商品名に「だし丸くん」、「ごん吉くん」の冠を付けて良いですか？

A 7 商品化の承認を受けた商品名にキャラクター名称を使用することは可能です（承認を受けていない商品の名称にキャラクター名称を使用することはできません）。ただし、承認を受けた商品は、その名称も含めて独占的な使用を認めるものではないため、他者が同一名称の商品を申請した場合であっても、名称の重複を理由に非承認とすることはありません。よって、他者が同一名称の商品を製造・販売する可能性があることをあらかじめご了承ください。

Q 8 商品そのものにキャラクターのイラストやロゴを表記することができない場合にはどうすれば良いですか？

A 8 商品そのものに表記できない場合には、その外装等に表記してください。また、その場合も、以下例図のようにイラストとロゴと著作権表示のすべてを明示してください。



Q 9 無料の啓発物品を製造・配布したいのですが、申請が必要ですか？

A 9 商品化の申請は必要ありません。ただし、この場合は商品化の申請とは別に、キャラクターの「使用申請」が必要となり、審査がございますので、以下の窓口までお問い合わせください。

「だし丸くん」
半田市市民経済部観光課
〒475-8666
愛知県半田市東洋町二丁目1番地
半田市役所
TEL：0569-84-0689
FAX：0569-25-3255

「ごん吉くん」
新美南吉記念館
〒475-0966
愛知県半田市岩滑西町1-10-1
TEL：0569-26-4888
FAX：0569-26-4889



■発 行：令和4年4月

■作 成：半田市 市民経済部 産業課

（お問い合わせ先）

〒475-8666

愛知県半田市東洋町二丁目1番地 半田市役所

TEL：0569-84-0634

FAX：0569-25-3255